

議案第 45 号

議決第 号

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の件

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1
号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月18日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成30年始良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センタ
ー」という。)」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が
指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規
定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委
託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58
条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第28号に
おいて同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援
の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1
を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに
1とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健
康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で
設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び
指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス
計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配
置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又は

その端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、

利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第28号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 適用日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。